

○東海村中小企業販路拡大支援補助金交付要綱

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

告示第 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、村内の中小企業者の販路拡大による自立的発展を支援し、もって村内の産業振興に資するため、当該中小企業者が行う展示会等への出展に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、東海村補助金等交付規則（平成 1 8 年東海村規則第 4 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) 製造業 統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）において製造業に分類される業種をいう。
- (3) 情報サービス業 日本標準産業分類において情報通信業に分類される産業のうち情報サービス業に分類される業種をいう。
- (4) 卸売業等 日本標準産業分類において卸売業又は小売業に分類される業種をいう。
- (5) 展示会等 取引先又は事業提携先の開拓並びに受注の機会の確保及び拡大を目的に、自社の製品、製造技術等を紹介する展示会、見本市、商談会等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 主として小売を目的としたもの
 - イ 関係者以外に公開されていないもの
 - ウ 県内で行われるもの

エ 製造業又は情報サービス業に関連しないもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、村長が不適当と認めるもの
(6) オンライン展示会等 展示会等のうち、ウェブサイト（インターネット通販サイト、ネットショッピングその他これらに類する常設型のウェブサイト以外のものをいう。）上で行うものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、村内に事業所又は事務所を有し、及び村税を完納している中小企業者のうち製造業、情報サービス業又は卸売業等を営む者とする。ただし、国、県その他の団体等から、次条に規定する補助対象事業に関し、補助金その他これに類する給付金等の交付を受けている者は、補助対象者から除く。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」とい

う。）は、展示会等へ出展を行う事業（以下「展示会等出展事業」という。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」とい

う。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の遂行に密接に関連すると村長が認めるときは、次に掲げる経費を補助対象経費とすることができる。

（1） 前年度に申込みを要する展示会等出展事業に係る経費

（2） 出展の可否が抽選等により決定する展示会等出展事業に係る経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、創業開始から次条の規定による補助金の交付申

請時点において5年を経過せず、かつ、東海村創業支援事業計画に基づく特定創業支援を適切に受け、村長から産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第25項に規定する特定創業支援事業により支援を受けたことの証明（以下「特定創業支援証明書」という。）の交付を受けた補助対象者にあつては補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額とし、これ以外の補助対象者にあつては補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

（1） 県外かつ国内において開催される展示会等に出展する場合
30万円

（2） 国外において開催される展示会等に出展する場合 50万円

（3） オンライン展示会等に出展する場合 30万円

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 次条の補助金の交付申請において、補助を受けようとする事業が、第1項各号に掲げる場合のうち複数に該当する場合の補助金の上限額は、当該各号に定める額のいずれか高い額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、東海村中小企業販路拡大支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書（様式第2号）

（2） 収支予算書（様式第3号）

（3） 補助対象経費の内訳が確認できる書類（申込書、見積書等の写し）

（4） 展示会等の概要が分かる書類（出展者募集に係る書類等）

（5） 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し又は村内で事業を営んでいることが分かる書類）

(6) 補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た補助額を申請する場合は、特定創業支援証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度内において、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村中小企業販路拡大支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、東海村中小企業販路拡大支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）により村長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な補助対象事業の内容の変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更又は中止の承認の適否を決定し、東海村中小企業販路拡大支援補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の3月末日のいずれか早い日までに、東海村中小企業販路拡大支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 成果書（様式第8号）

- (2) 収支決算書（様式第9号）
 - (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
 - (4) 展示会等当日の会場の様子が分かる写真等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要とする書類
- （補助金の確定）

第11条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、東海村中小企業販路拡大支援補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額が交付決定額と同額の場合は、この限りではない。

（補助金の交付時期及び請求）

第12条 村長は、補助事業者が補助対象事業を完了した後において、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村中小企業販路拡大支援補助金交付請求書（様式第11号）により村長に請求しなければならない。

（虚偽等による交付決定の取消し及び通知）

第13条 村長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東海村中小企業販路拡大支援補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、東海村中小企業販路拡大支援補助金取消分返還通知書（様式第13号）により、期限を定めて、補助事業者に補助金の返還を命じなければならない。

（帳簿等の整備等）

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確

にした帳簿その他書類等を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から5年間保存しなければならない。

- 2 村長は、前項に規定する期間において、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示の失効は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

(令2告示26・令4告示54・令5告示37・令6告示16・一部改正)

附 則 (令和2年告示第26号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第54号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第37号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第16号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年告示第54号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

出展先	補助対象経費	内容
県外かつ国内	出展料	展示会等への出展に要する施設使用料

又は国外において開催される展示会等	会場設営費	展示会等会場の設営に要する費用, 専門家によるレイアウト指導料等
	運搬費	展示会等会場への搬送に要する経費
	販売促進用資料製作費	パンフレット, リーフレット, チラシ, 動画等の製作費(国外において開催される展示会等の場合は, 翻訳代, 通訳代及び販路拡大に係る代理店との契約代を含む。)
オンライン展示会等	出展料等	オンライン展示会等への出展, 参加, 登録, マッチング等に要する経費
	コンテンツ制作費	オンライン展示会等で使用するコンテンツ制作費